

産地生産基盤パワーアップ事業実務用Q&A（未定稿）

【園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹】

（令和4年12月14日現在）

農産局果樹・茶グループ

<更新履歴>

令和4年12月8日 新規作成

12月14日 問32に追記

<共通事項>

（問1）産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹に係る支援（以下「本事業」という。）と持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹経営支援対策事業（以下「果樹経営支援対策事業」と）で農業者の手続きに違いはあるのか。

（答）

果樹産地毎に設置されている産地協議会を窓口として各都道府県の基金協会等を経て事業実施主体へ申請するという果樹経営支援対策事業と同一の手続き方法により事業を実施することとなる。

このため、手続きについては、事業実施主体である全国団体が定める業務方法書及び実施細則に依るもののほか、特段、定めのない場合においては、果樹農業生産力増強総合対策Q&Aの果樹経営支援対策事業の該当部分について準用するものとする。

（問2）本事業と産地生産基盤パワーアップ事業の収益性向上対策（以下「収益性向上対策」という。）の両方に申請することは可能か。

（答）

本事業は、需給の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行うものであり、収益性向上対策の支援目的と異なることから制限を受けるものではなく、事業の支援対象者と取組が直接被らなければそれぞれのメニューで支援対象者とする事が可能である。また、産地パワーアップ計画を策定している産地であっても本事業と取組が直接重複しなければその経費について支援可能である。

ただし、本事業の実施如何にかかわらず、収益性向上対策で実施した事業で耐用年数の設定されている設備等、また、耐用年数の設定されていない資材であっても複数年利用する事業目標を設定した場合、当該設備や資材の利用を耐用年数あるいは事業目標前に利用を中止したと判断されることとなれば、収益性向上対策の事業の補助金の返還が求められる場合があることには御留意いただきたい。

(問3) 収益性向上対策のように産地パワーアップ計画を作成する必要があるのか。

(答)

本事業においては収益性向上対策で策定が求められている産地パワーアップ計画を作成する必要はなく、過去の産地パワーアップ計画の達成実績とも関係なく運用される。

(問4) 実績報告書の提出を事業実施の次年度とすることはできるか。

(答)

事業を実施した年度に実績報告書の提出を行う必要がある。

(問5) 収益性向上対策の成果目標を確認する際に、本事業の利用者を算定に含めて良いか。

(答)

収益性向上対策における成果目標を確認する際に、本事業の利用者を算定に含めることは問題ない。

(問6) 支援対象者となる担い手はどのような者を指すか。産地協議会自体が支援対象者となることもできるか。

(答)

果樹産地協議会が作成する果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）に位置付けられた担い手等が支援対象者となる。

ただし、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証（以下「大規模実証」という。）の取組の支援対象者については、生産出荷団体等を想定している。

産地協議会を支援対象として検討している場合には、具体的に相談いただきたい。

(問7) 支援対象とする品目や品種はどのようなものか。

(答)

産地計画に位置付けられた品目や品種に係る取組を支援対象としている。

(問8) 産地協議会が定める産地計画に明記された品目や品種しか支援対象にしないのはなぜか。

(答)

本事業は需要の変化に対応し、新品目・品種、新樹形の導入や産地の改革につながる新技術導入など、国際競争力の強化に向け産地を先導する取組に対して支援を行う事業であり、支援の対象となる産地が前提となっているものであ

る。

このため、果樹の支援においては、既に果樹産地の構造改革を進めることを目的として、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、産地毎に目指すべき具体的な目標として定められている産地計画と整合を図ることとしている。

(問9) 既存の産地協議会の定める産地計画で支援対象とされていない品種や品目を振興し産地を形成したい場合は支援を受けられないのか。

(答)

産地を形成しようとする品種や品目について、産地協議会が年度内に産地計画の改定を行い追加することが確実なのであれば支援対象とできる。

そのような品目や品種を支援対象とする場合は、産地協議会から事業の申請を行う際に当該品目や品種について追加の予定がある旨を記載することと併せて、当該事業の実績報告までには産地計画の変更を終了し、実績報告時にその写しを添付することとなる。

(問10) 本事業における資材の購入は入札により行われる必要があるか。

(答)

資材の購入は原則として入札（3者以上の見積合わせを含む）によって決定することが望ましい。

そもそも資材の供給元が複数選定できない場合はその理由を説明いただくことになる。

(問11) 事業の対象となるほ場は果樹経営支援対策事業と同様に農振農用地である必要があるのか。

(答)

本事業の対象となるほ場は、果樹経営支援対策事業と同様に農振農用地である必要がある。

ただし、大規模実証については、農振農用地である必要はないが、実証可能な園地である必要がある。

(問12) 事業の実施要件について、販売額や生産量の12%の増加や栽培面積を8割以上とすることというのはどのような範囲で達成されていれば良いか。

(答)

実施要件は支援対象者（農業者等）ごとに達成されている必要がある。

(問13) 生産量又は販売額の12%以上増加の取組要件について、どのような資料による確認を想定しているのか。

(答)

出荷伝票やそれに類する資料により確認することを想定している。

(問14) ワイン事業者（醸造用ぶどう生産+ワイナリー経営）が生産量又は販売額を12%以上増加させることを取組要件とする場合、販売額及び生産量はそれぞれどのように考えるか。

(答)

当事業は果樹の生産に係る取組に対する経費を支援するものであるため、評価については事業を実施したほ場から収穫された原料用ブドウの生産量あるいは販売額によるものを想定している。

事例のような場合に販売額を指標とするのであれば、適正な内部取引価格を設定した際の達成状況等、説明資料を作成していただくことになる。

また、指標を生産量（あるいは販売額）とした場合、比較対象は改植前の条件において評価時と同年栽培したと仮定した際に得られる果実の生産量（あるいは販売額）を同面積あたりで比較していただくことになる。

なお、新植を行った場合など、過去実績に具体的なデータがない場合は、公的機関の試験データ等を利用して説明できる資料を作成していただくこととなる。

(問15) 本事業の実施要件は販売額の12%増、収益性向上対策の成果目標は販売額の10%増となっているが、それぞれどのように扱えば良いか。

(答)

収益性向上対策の成果目標は産地としての目標となっているのに対して、本事業は支援対象者（農業者等）に対する実施要件となっているため、それぞれ目標を達成いただくこととなる。

(問16) 事業の実施要件について、4年後までに要件を満たしたことの報告義務等はあるか。

(答)

支援対象者は、事業実施後、目標年度の翌年度の7月末までに取組要件の達成状況について報告することになる。また、事業実施の4年後に事業の態様が維持されていることを産地協議会が取組要件の達成状況と併せて報告することになる。

達成状況の報告については、次のような手続きにより行う。

① 支援対象者は、取組要件の達成状況に係る報告書を作成し、産地協議会を経由して都道府県法人等に報告する。

② 都道府県法人等は、支援対象者から報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて事業実施主体に提出する。

③ 以下に該当する場合にあっては、支援対象者は都道府県協会等に理由書を提出し、農林水産省がその内容が妥当と判断すれば、支援対象者の取組を終了することができる。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

ただし、大規模実証については、事業実施の翌年度までに、実証により得られた成果を公表することを要件としており、4年後の報告は必要ない。

(問17) 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産直増強総合対策（以下「果樹農業生産直増強総合対策」という。）では事業実施の4年後の確認のほか、8年後の確認についても業務方法書に記載されているが、本事業ではどのように扱うのか。

(答)

本事業においても、大規模実証を除く取組については、4年後及び8年後確認を要する旨を、果樹農業生産直増強総合対策と同様に事業実施主体の業務方法書に定められる。

(問18) 改植・新植・未収益期間支援及び大規模実証を除く取組については、原則として果樹共済又は収入保険に加入することが要件になっているが、園芸施設共済への加入でも要件を満たすことになるか。

(答)

導入する設備を対象に園芸施設共済に加入する場合は、本要件を満たすこととなる。

<改植・新植・未収益期間における栽培管理>

(問19) 既存樹園地において本事業で苗木の植栽を行い、苗木が成長してから立ち木を伐採することは可能か。

(答)

本事業は、事業実施と同一年度内に事業完了する取組を支援することとしているため、複数年度に渡る取組は支援できない。

(問20) 果樹経営支援対策事業と同様に苗木代は支援対象となるか。

(答)

苗木代は支援対象となる。

(問21) 既に購入済みの苗木は支援対象として認められるか。

(答)

補助金の交付決定前の苗木の発注・購入に要した経費は事前着手とみなされるため支援対象とならない。

やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、事業実施計画の承認後に限り、交付決定前着手届を提出した上で着手することができる。

なお、事業の仕組み上、苗木の発注・定植と果樹棚の発注・竣工は同一年度内に実施する必要がある。

(問22) 改植・新植の取組について、果樹経営支援対策事業と同様に事業完了年度を事業実施の翌年度とすることは可能か

(答)

原則として事業実施と同一年度内に事業完了する必要がある。

なお、改植・新植の取組に係る支援が定額である果樹経営支援対策事業と異なり、定率事業であることから、事業実施主体への実績報告時に事業費を確定して報告する必要があることに留意されたい。

(問23) 本事業において改植・新植の植栽密度の下限本数は設定されているのか。

(答)

果樹経営支援対策事業では、改植・新植の下限本数は定額補助に見合う本数が必要との観点から、会計検査院の指摘を受けて当該事業の改植・新植の基準として一律に設定されたものである。

本事業では一律に定率支援としていることから、下限本数は設定していないが、明らかに営農上妥当ではない本数を定植している場合は支援対象にはならないため、疑義案件があれば個別に相談いただきたい。

(問24) 県の振興品種には含まれているが、産地協議会の振興品種には含まれていない品種への改植・新植を行うことは可能か。

(答)

支援対象品目は、産地計画に生産を振興する品目・品種として明記されている品目・品種又は、年度内に産地計画の改定を行い追加することが確実な品目・品種としている。

後者の場合は、申請の際に当該品目・品種について追加の予定がある旨を記載することと併せて、当該事業の実績報告までには産地計画の変更を終了し、実績報告時にその写しを添付していただくことになる。

(問25) 樹体支持設備の導入に係る経費は支援対象となるのか。

(答)

改植・新植に伴い、樹体を支持するための必要最低限な設備を一体的に導入する場合に限り、その資材費や施工費が支援対象となる。

(問26) 既存の樹体支持設備の修繕、更新及び補強に係る経費は支援対象となるか。

(答)

果樹の植栽に伴う樹体支持設備の新設の場合や既存の樹体支持設備の機能向上が認められる場合、作型を変更する場合等に必要となる経費については支援対象となるが、既存の樹体支持設備の修繕、更新及び補強に係る経費は支援対象とならない。

支援が可能な設備は果樹棚やトレリスを想定しているが、その他の事例についてどのような様態を想定しているか、具体的に御相談いただきたい。

(問27) 樹体支持設備の導入について、改植・新植を果樹経営支援対策事業で実施し、樹体支持設備を本事業で整備することは可能か。

(答)

果樹の植栽と樹体支持設備の整備を本事業で一体的に実施する場合に限り、その経費について支援対象としており、果樹経営支援対策事業で改植や新植を実施した場合、本事業において樹体支持設備の設置は支援対象とならない。

なお、同一園地において、収益性向上対策で樹体支持設備の資材導入を行い、果樹経営支援対策事業又は本事業で改植・新植を実施することは、これまでと同様に差し支えない。

(問28) 樹体支持設備と一体的に整備するため施工を分離できない場合、雨よけの骨組に係る経費は支援対象となるか。

(答)

本事業では果樹棚等の樹体支持設備の設置を改植・新植と一体的に行うことが必要であれば、当該設備の導入に必要な経費を改植費に含めて支援が可能としている。

その際、改植・新植によって導入する作型に必要な追加的な鉄骨などの設備が樹体支持設備と一体不可分の形で付帯する場合に限っては、改植・新植と一体的に支援を行うことは止むを得ない。

(問29) 既存の樹体支持設備を撤去して、既存品目とは異なる品目の改植に伴う新たな樹体支持設備の整備を実施する場合、既存の樹体支持設備の撤去費用や処分料、抜根整地費用は対象になるか。

(答)

既存設備の撤去費用や処分料は本事業における支援対象とはならない。

抜根整地費用は、改植に必要な費用として支援可能であり、実際に必要となった費用の1/2以内を支援対象としている。

(問30) 移動改植と樹体支持設備の整備を併せて行うことは可能か。

(答)

移動改植の場合、改植先での新規樹体支持設備の導入に係る経費は支援対象とすることができる。

一方で、移動前の園地に設置されていた既存樹体支持設備を移設、または同機能の樹体支持設備を改植先の園地に設置する場合は原則として支援対象とならない。

(問31) 中古資材を用いて樹体支持設備を整備することは可能か。

(答)

整備される樹体支持設備について、新品資材で施工する場合と同様の耐用年数期間が設定できるのであれば資材の来歴は問わず、その資材の購入費用を支援することが可能である。仮に、中古資材を使用したことが理由で不具合が発生し、耐用年数期間内に営農が継続できなくなった場合には、自己資金による復元が必要となる。

この際、事業実施上、補助事業で整備した資材と生産者個人が所有していた資材の経費が不可分の場合は全てが支援対象とならないため、事業において発生した経費を整理し、補助金の算定対象となる額を明確に分けて示せるようにしておく必要がある。

<雨よけ設備>

(問32) 令和4年度補正で新たに対象となった雨よけ設備とはこういった設備か。
また、施工費は対象か。(※ 令和4年12月14日 下線部追記)

(答)

支援対象とする雨よけ設備は、果樹の病害の低減に資する簡易なものであって、改植・新植と一体的に設置するものを想定している。具体的には以下のとおり。

- ・病害の低減に資する簡易な雨よけ設備として、産地計画に位置づけられているもの（現在記載されておらず、事業実施年度内に産地計画の改定を行い追加する場合は、申請の際に簡易な雨よけ設備の導入について追加の予定があ

る旨を記載することと併せて、当該事業の実績報告までには産地計画の変更を終了し、実績報告時にその写しを添付していただくことになる。)

- ・ 本事業で支援する改植・新植と一体的に設置するもの
- ・ 簡易なものを想定（補助率：1/2以内、補助金上限額：160万円/10a、事業費上限額：400万円/10a（税込））
- ・ 導入面積が地続きで概ね10a以上であること
- ・ 資材費及び施工費が支援対象

また、事業計画の申請に当たっては、簡易な雨よけ設備の導入を行おうとする産地の都道府県が作成する、以下について整理した資料（様式は任意）を提出することが必要である。

- ・ 病害の現状と解決すべき課題
- ・ 雨よけ設備導入の必要性及び推進方針
- ・ 対象となる雨よけ設備の基準

（問33）雨よけ設備の導入について、観光農園用の雨よけ設備の設置も支援対象となるのか。

（答）

本事業では、果樹の病害の低減に資する簡易な雨よけ設備の設置を支援対象としているため、観光客用の雨よけなど、設置目的が事業の趣旨と異なるものである場合は、支援対象とならない。

（問34）雨よけ設備の導入について、改植・新植した年は、雨よけは必要ないため、改植・新植の3年後に設置する場合、被覆資材などを取り置きしてもよいのか。

（答）

本事業は、改植・新植と一体的に設置する簡易な雨よけ設備を支援対象としているため、事業実施年度に設置しない資材は対象外である。

（問35）雨よけ設備の設置とともに、側面にネットを張りたいが、支援対象となるのか。

（答）

本事業で支援対象としているのは、病害の低減に資する簡易な雨よけ設備であるため、側面に張るのネットやビニール等は支援対象にならない。

<大規模実証>

（問36）大規模実証について、どのような者を支援対象者として想定しているか。

（答）

本事業における支援対象者は産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱別記

1別紙2のIの第2の4に定める支援対象者としており、大規模実証については、生産出荷団体等を想定している。

なお、産地の中で大規模な範囲における様々な条件の園地における資材の効果を実証する観点から、例えば、広く産地を取りまとめられる農業協同組合等が挙げられる。

(問37) 大規模実証について、取組の実施者は産地計画における担い手である必要はあるか。

(答)

実証の取組に供することができる適正に栽培管理された園地を所有し、その園地を適正に栽培管理しており、かつ、調査に協力いただける農業者であれば取組に参加できる。

(問38) 大規模実証で農業協同組合（JA）が支援対象者となった際の支援の手続きの流れはどうなるのか。

(答)

本事業における事業の支援方法として、個別に定められるものではないものの、例えば以下のような流れが想定される。

- ① JAが取組に対する参加者を管内農業者から募集する。
- ② 参加を希望する参加希望農業者は、参加希望農業者宛となる資材業者3者以上からの見積書をそれぞれの参加希望農業者が取得する。この際、JAから農業者が資材を購入する場合を含め特定の事業者の扱いに限られる資材であるなど3者からの見積が取れない場合は、その理由を書面で整理しておく。（同じ理由であれば支援対象者で理由書をひとつにまとめることも可とする。）
- ③ 参加希望農業者は、参加申込書に、使用する資材の見積もり書を添えてJAに提出する。
- ④ JAは全参加希望農業者のリストを作成し、見積書の合計を事業費として計画書に記載する。
- ⑤ 計画が承認されたならば、JAは参加農業者からの事務委任を受け、交付申請書を提出する。
- ⑥ 交付決定後、資材の購入等事業を実施し、従来資材を対照区として、新規導入資材を試験区とした比較調査を含めた実証試験を事業として実施する。
- ⑦ 事業実施後、事業実績をとりまとめ、報告と共に補助金の支払いを請求する。
- ⑧ JAは、補助金が支払われた後速やかに、参加農業者に資材費の補助金相当額を支払う。
- ⑨ JAは事業実施年度の翌年度も引き続き実証試験を継続し、そこで得られ

たデータも含めて結果について取りまとめ、事業実施年度の翌年度中に公表を行う。

(問39) 大規模実証の対象として要綱に記載がある、「社会情勢や自然環境等の変化に対応し、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証」とは、どのような実証か。

(答)

次に該当する大規模な実証であり、これらの実証に必要な資材等を支援対象とする

- ① 新型コロナウイルス感染症対策の影響で入手が困難となった被覆資材の代替資材の実証
- ② 高温や多雨等により生じる生理障害を軽減するための資材等の実証

また、事業計画の申請に当たっては、実証を行おうとする産地の都道府県が作成する、以下について整理した資料を提出することが必要である。

- ・ 生理障害などの現状と解決すべき課題
- ・ 実証を行う必要性
- ・ 実証の内容（対象となる資材等）

(問40) 大規模実証について、他産地で利用実績がある資材を、当該産地における効果を検証するために実証することは可能か。

(答)

他産地で利用実績がある資材であって、当該産地において普及していないものについても、実証の対象とすることができる。

(問41) 大規模実証について、実施面積の上限や面積当たりの単価の上限等はあるか。

(答)

実施面積の上限や面積当たりの単価上限は設定していない。ただし、事業実施に必要な経費のみが支援対象となることは他の事業と変わらない。

(問42) 大規模実証について、実証に取り組む1ほ場ごとの下減面積はあるか。

(答)

1ほ場ごとの下限面積は設定していないが、導入の効果を確認できる面積で実施する必要がある。

(問43) 大規模実証について、実証園地は農振農用地に限られるのか。

(答)

特段の規定は設けていないが、事業の趣旨として実証の結果を出せることが肝要となるため、実証を実施できる園地であるかどうか検討いただく必要がある。

る。

(問44) 大規模実証の試験区と対照区の面積設定はどのように考えれば良いのか。

(答)

大規模実証において、従来から産地において使用している資材と、新たに導入する資材を比較して行う実証をする場合は、実証対象資材を設置する試験区と、従来から産地において使用している資材を設置した対照区を合わせて200a以上の面積において実証をすることとなる。

また、資材によっては、資材を使用していない園地を対象区として実証することも想定されるが、その場合も、試験区と対象区を合わせて200a以上の面積において実証することとする。

なお、試験区と対照区が同面積であることは求めないが、取組の結果、それぞれ栽培条件や土壌条件等に応じて実証資材の有効性を確認できる規模であることが最低限必要となる。

(問45) 大規模実証について、同一の支援対象者が複数の資材を実証に用いても良いか。

(答)

それぞれの資材において導入の効果を確認できる面積で実施するのであれば可能である。なお、効果の測定が可能であれば、同一ほ場内に複数の資材を設置して実証を行うことは差し支えない。

(問46) 大規模実証を行う場合、品種ではなく極早生、早生、普通等収穫期別に資材の効果を実証することは可能か。

(答)

支援対象者が実態に応じて、出荷品質の向上や生理障害の軽減に活かすことができることが確実な区分（品種別や出荷期別）を設定するなど、資材が生産物に影響を与える条件（園地の傾斜、日照、土壌等）について実証試験を行うことで支援の対象となる。

(問47) すべての圃場について同じ方法で実証するのではなく、複数の実証地区で実施する際に、地区毎に異なる調査項目（糖度、収量、作業性等）を設定し実施することは可能か。

(答)

本実証試験においては、支援対象者が各試験ほ場の実態を踏まえ、効果的な実証試験ができるように試験区及び対照区の設置及び試験項目の設定を行う必要がある。そのため、全園地において画一的な試験区及び対照区の設置や試験

項目の設定が行われないことも想定される。そのような場合は、各試験区及び対照区毎の試験項目が明確となるように一覧表などで整理いただきたい。

ただし、試験区及び対照区として設定されず何ら調査の対象とならない園地は支援対象とはならないため御注意いただきたい。

(問48) 大規模実証について、当年度に資材を発注し、翌年度に資材の設置及び実証を行っても良いか。

(答)

資材の納品と設置は同一事業年度に実施する必要があるため、翌年度に納品される資材は支援対象とならない。

なお、事業の成果は事業実施の翌年度までに公表が必要であるが、その成果の補完のために事業実施翌年度の実証成果を含めることに問題はない。

(問49) 大規模実証について、「生産出荷団体」を支援対象者として取り組む場合、資材の入札等に当該生産出荷団体が参加することは可能か。また、当該生産出荷団体を含む複数業者から見積書を徴した結果、当該生産出荷団体が最も安価であった場合、そこから資材を購入することは可能か。

(答)

支援対象者が農業協同組合の場合、農業協同組合が直接栽培管理を行うほ場で試験を実施するのであれば、農業協同組合が取引可能な資材取扱い業者から見積もりをとることとなる。そこで当該農業協同組合の資材販売部署の参加が排除されるということはない。

また、農業協同組合が直接栽培管理を行うほ場で試験を実施する場合であっても、複数事業者から見積もりをとった結果、当該農業協同組合自身の購買部署が最も安価な額を提示したのであれば、当該購買部署から資材を購入することとなる。

なお、支援対象者の自社調達又は関係会社からの調達分がある場合、資材等の価格から利益等相当分を除外する必要があることに留意すること。

(問50) 大規模実証について、支援対象者が「生産出荷団体」ではない場合（担い手で構成される組織等）においても、補助金は生産出荷団体を経由して交付することとなるか。

(答)

生産出荷団体が当該組織から事業の事務委任を受ければ、補助金は生産出荷団体を経由して交付することとなる。

(問51) 大規模実証について、支援対象者が「生産出荷団体」ではない場合（担い手で構成される組織等）においても、果樹農業生産力増強総合対策Q&Aの間 1-40、43、44、45は準用されるか。

(答)

準用されるものとする。

(問52) 大規模実証について、取組の実施者が一般課税であった場合、消費税相当額の控除が必要となるか。

(答)

実施者が一般課税であった場合、消費税申告で還付の対象となることから、補助金から消費税相当額を控除することとなる。

(問53) 「周年マルチ点滴灌水同時施肥法」とはどのようなものを指すのか。

(答)

「周年マルチ点滴灌水同時施肥法」とは、「かんきつにおける周年マルチ点滴灌水同時施肥法」に代表されるような、土壌の水分をかん水制御と高機能被覆資材により実施する園地を想定している。

この際、高機能被覆資材による被覆と併せ、かん水チューブなどによる給水又は相当する管理が図られていることが必要となる。

現場の実態に応じた様々な作型に取り組まれている場合があれば、具体的に相談いただきたい。

(問54) 被覆資材の大規模実証について、代替資材を設置後に周年マルチ点滴灌水同時施肥装置を設置する圃場であっても代替資材の導入に係る経費は支援対象になるか。

(答)

当該園地において、他の園地と同時期に被覆資材の実証ができるのであれば対象となる。

ただし、既に所有している設備、資材が実証試験に利用可能な場合、当該資材の導入に係る費用は支援対象とならない。

(問55) 被覆資材の大規模実証について、代替資材と併せて導入する巻上資材関連（直管パイプやパッカー、アーチパイプ等）や周年マルチ点滴灌水同時施肥装置に係る資材は支援対象となるか。

(答)

新型コロナウイルス感染症対策の影響で入手が困難となった被覆資材の代替

として導入する資材の性能を従来資材と同等に発揮するために新たに導入が必要な資材は支援対象となる。

ただし、既に所有している設備、資材が実証試験に利用可能な場合は、当該資材の導入にかかる費用は支援対象とならない。

(問56) 被覆資材の大規模実証について、かん水設備に係る資材はどこまでが対象となるか。

(答)

マルドリ栽培等の被覆した上でかん水を行う栽培方式における被覆資材の比較試験として、かん水設備が効果を発揮するかどうかを検証するために必要な最低限の資材が対象となるが、事例により異なるため個別にご相談いただきたい。

その上で、ポンプ等の備品の導入について、代替資材の導入効果の確認に必ずしも購入が必要とは説明できないことから、原則としてレンタルやリースで対応いただくこととなる。

また、水源確保にかかる費用は支援対象外となる。

なお、産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち園芸作物等の先導的取組支援のうち果樹に係る支援の別紙2のIの第2の1の(2)によりかん水設備を実証試験に併せて導入することは可能だが、実証の取組に間に合うよう設置する必要があることに注意いただきたい。